

学校図書館における資料の複製と著作権 —著作権法における学校図書館と公共図書館の機能的接点からの考察—

石井大輔
(総合文化学科)

“Right of Reproduction” in School Library Materials : Considering the Issue of the Similarity of Functions Between School Libraries and Public Libraries in Copyright Law

Daisuke ISHII

キーワード：著作権法 copyright law of Japan, 学校図書館 school libraries

1. はじめに：問題の所在と本稿の目的

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）は、その目的を文化の発展に置き、多様な著作物の創造と公開、円滑な流通と利用に関して著作物の取り扱いとその利用について規定している。当然、そこには学校教育における著作物利用も含まれている。

学校図書館は、学習効果を最大限高めるために、学習に役立つ資料や情報の提供、収集・選択や情報活用能力の育成等を通じて学校の教育活動全般を情報面から支えている。そうした学習の過程で使用される教材の多くは著作権法で規定される著作物であり、著作権が付着している。このため、資料情報の利活用の際には著作権を意識することが必要であり、著作権法上の学校図書館の扱いについてもよく理解する必要がある。

著作権法は31条に「図書館等における複製等」を規定しており、図書館等においては一定の条件をクリアすれば、利用者は資料情報の複写サービスを受けることができる。ところが、この図書館等には学校図書館は含まれない。このため、学校図書館では児童生徒および教職員の求めに応じた31条による複

写サービスは展開できないのである。

もちろん、学校図書館は初等中等教育に属する施設であり、いわゆる教育的利用において、著作物の無許諾の複製等が許されている（著作権法35条）。しかし、そこでの複製行為は無条件に行えるわけではなく、例えば、授業において授業を行う者および授業を受ける者による複製に限定される。つまり、授業の目的とする範囲においてのみ無許諾の複製が許されているのである。児童生徒の学習は授業内で完結するとは限らない。興味・関心のあることを授業外においてさらに追求する自主的な学習や、児童生徒が日頃感じている何気無い疑問や課題を解決するための自由な学習においても学校図書館の豊富な資料情報を利活用できることは重要である。ところが、このような児童生徒の多様な要望に沿った資料要求は、それが授業外の活動として行われれば35条による学校図書館の資料情報の複製は認められないのである。

著作権法において、学校図書館は条文中での明文規定がなく、残念ながら著作権法上の位置付けが脆弱であると言わざるを得ない。そこで本稿では、学

校図書館における著作物利用上の問題と課題について、特に複製権に関わる著作権法上の問題を整理する。さらに、近年の学校図書館に対する情報ニーズの高まりや、2017年3月の新学習指導要領で重視された「社会に開かれた教育課程」との関係において、公共図書館との連携やそのあり方を踏まえて、学校図書館の著作権法上の扱いについて検討する。

なお、「学校図書館」とは、学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の2条に規定される図書館を指す。具体的には、小学校、中学校、高等学校および、義務教育学校の前期課程・後期課程、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の小学部・中学部・高等部が対象となる。学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定義される「学校」の範囲とは異なり、幼稚園、大学等は含まれないことに留意されたい。

2. 現状の整理

議論の前提として、学校図書館の法的な位置付けや著作権法上の扱いについての現状を整理する。

1) 学校図書館の目的と機能

まず、学校図書館の法律上の位置付け、目的および機能を確認する。学校図書館は学校図書館法に規定されるが、目的規定である1条において「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である」とし、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料[...]」を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」(2条)とされる。学校図書館は学校教育上必要な資料の収集等を行い、それを適切に利用者たる児童生徒や教員に提供することで、①学校の教育課程の展開に寄与すること、②児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的とする施設であることがわかる。また、3条には「学校には、学校図書館を設けなければならない。」とあり、設置義務が明記される。

こうした目的を果たすための手法として、学校図

書館法では学校図書館の運営を規定する4条において、1項1号から5号にかけて学校図書館の主な業務内容が次のように規定される。「図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。」(1号)、「図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。」(2号)、「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。」(3号)、「図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。」(4号)、「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。」(5号)。ここにあげられる業務は、学校図書館の運営において必要な業務を例示したものであり、各号の業務の詳細や条文に規定されない業務については、各校の教育方針に基づき、創意工夫のもと適切なサービスを展開することが求められている。そして、このような手法をとることにより、学校図書館は「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を発揮することが期待される¹⁾。読書センター機能は、読書活動や読書指導の場を提供することで、「児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む」²⁾とされる。「学習センター機能」および「情報センター機能」では、児童生徒に対して主体的・意欲的な学びを促すための資料情報を提供し、教員に対しては、教科学習において学習効果を高めるための資料情報を提供することにより児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する。なお、2007年6月に文部科学省に設置された「子どもの読書サポーターズ会議」では、こうした機能を踏まえた学校図書館のあり方が検討された。この報告書では、学校図書館が日常的な教科教育において活用されることのほかに、「教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。」³⁾とされ、学校での学習が必ずしも教室での授業に収まることなく、児童生徒の自主的な学習を含み、それを支援する学校図書館の役割が示唆されている。

また、2016年10月に文部科学省の協力者会議に

よりまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」において策定された「学校図書館ガイドライン」では、上記のような3つの機能を達成するための「学校図書館の利活用」として、「学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出など資料の提供を積極的に行うよう努める。」⁴⁾とあり、教室で行われる授業の枠にとらわれない積極的な学校図書館利用が想定されている。

2) 著作権法における学校図書館の扱い

このように、学校図書館の豊富な資料情報を児童生徒および教職員が授業の内外で利活用できるということは、学校教育上望ましく、意義のあることである。しかしながら、資料情報や教材の多くは公表された著作物として著作権が附着しており、そうした著作物を著作権者の許諾を得ずに利用しようとするならば、「著作権の制限」（すなわち許諾なく自由に利用できる）に該当する利用方法を検討しなければならない。

それでは、学校図書館は著作権法ではどのように規定されているのだろうか。結論としては、著作権法の本則において、学校図書館を直接の対象として著作物利用における権利制限を規定した条項は存在しない。事実、著作権法において「学校図書館」の語を全文検索しても合致する箇所はない⁵⁾。他に「学校」や「教育」、「授業」という語は見つかるが、「学校図書館」は条文中に存在しないのである。すなわち、学校図書館における著作物利用については、個々の著作物の著作権者から利用許諾を得るか、許諾を得ないで利用しようとするならば、著作権の制限規定において学校図書館においても適用可能と解釈できる条文を適用して対応するかのどちらかとなる。前者の場合、一般的には著作物を利用する段階でその都度許諾を得るとなると、その著作物を実際に利用できるようになるまでには相当の時間を要することになる。また、児童生徒の主体的な学びを念頭に置いた場合、子どもたちの多様で柔軟な想像力を前に、あらかじめ予定された著作物の利用だけ

で学習が済むはずがないのだから、あらゆる場面において許諾を得ずに著作物を利用できる方法を検討することになるだろう。

（1）学校図書館は著作権法31条「図書館等における複製等」の対象外である

著作権法31条は、図書館において重要なサービスの一つである複写サービス等を可能とする規定である⁶⁾。人々の知的創造を支援し、文化の発展と国民の教養に寄与する公共図書館を含め、図書館等の公共的奉仕の機能を果たす過程で必要に行われる資料情報の複製を一定の範囲で認めたものである。

しかし、本条が対象とする図書館等には学校図書館は含まれない。対象となる図書館は、「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」（1項）である。まず、わが国唯一の国立図書館であり、納本図書館である国立国会図書館を定め、他の図書館についてはすべて政令で定められる。具体的には、著作権法施行令1条の3に規定され、含まれる図書館等には、公共図書館（1号）、大学図書館等⁷⁾（2号）、大学等における教育に類する教育を行い、学校教育法以外の特別法に基づく高等教育機関（大学校等）に設置された図書館（3号）、一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置された博物館・美術館の資料室等の図書館類似施設（4号）、法令の規定によって設置された学術の研究を目的とする研究所、試験所等で資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの（5号）、一般社団法人等において文化庁長官が指定するもの（6号）となる。これら図書館等の対象であれば、図書館専門職である司書等の配置を条件に、著作権法31条における複写サービス（1号）、資料保存のための複製（2号）、他の図書館等の求めに応じた絶版等資料の複製（3号）が可能となる。このように公共図書館のほか、大学図書館は対象に含まれる一方で学校図書館は含まれず、わが国の著作権法は初等中等教育と高等教育を明確に区別しているのである。すなわち、高等教育機関に属する大学図書館においては31条が適用可能であ

り、一方の初等中等教育機関に属する学校図書館では31条に基づく複製が認められないのである。初等中等教育に置かれる学校図書館を規定する学校図書館法と、高等教育機関に置かれる大学図書館を規定する大学等設置基準は、いずれも学校教育法に基づいて定められ、対象とする児童生徒および学生の学習・研究段階によって教育目標や教育課程の内容は当然異なるが、上位法である教育基本法（平成十八年法律第二十号）に規定される教育の本質的目的を共有している。少なくとも、学校教育法において教育機関に分類される初等中等教育と高等教育を著作権法上で区別することの合理的な理由は見つからない。この点について、山本は「現在の希望すれば入学できるというユニバーサル・アクセス段階にある大学の現実に想到すれば、初等中等教育と高等教育を截然と著作権制度上区別する合理性は認められないはずであるし、世界的に見ても他に学校図書館は別とする国は存在しない。」⁸⁾と指摘する。

(2) 「授業」において認められる複製

それでは、学校図書館では資料情報の複製はできないのであろうか。先に述べたように、学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、少なくとも「授業」に関わる範囲において著作権法の関係条項を適用できる。

著作権法35条は、①「学校その他の教育機関」では、②「教育を担当する者及び授業を受ける者」は③「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」において公表された著作物を複製することができるが、④「著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害すること」はあってはならないとされている。これらの明確な基準について明文規定はないが、一般的に①は、一義的には学校教育法上の教育機関を指す。②の授業を担当する者は、実際に授業を担当する者として、年間教育計画やシラバス等において明記されていることが必要となる。授業を受ける者とは、当該授業を実際に受ける児童生徒等である。なお、学校の現場では、教員や児童生徒が複製行為を直接行うのではなく、例えば事務職員や学校司書

等に依頼してコピーをとってもらうことがある。35条は授業で使用することを目的とするときに複製できるという規定であり、その法律的な主体が授業を行う教員または授業を受ける児童生徒である限りにおいては、他人を手足として使う複製行為も許されると解される。③は、授業において必要な配布資料の作成、スライドの作成の過程で教師が著作物を複製したり、児童生徒が調べる学習などで自ら調べ、仲間と議論し、教室全体にその成果を発表する場合に、その過程で著作物を複製して関係する児童生徒の間で相互に共有することなどが該当する。ここでいう授業とは、学習指導要領上の教科による授業だけでなく、初等中等教育における特別活動も対象となるが、その他の学校の教育計画に基づかない課外活動は含まれない。④は、本条による複製行為に対する但し書きとして、複製行為により著作権者の利益を不当に害する場合には複製できないとしている。どのような場合が該当するかというと、現行著作権法の起草者である加戸は「結局、帰するところは、著作権者の著作物利用市場と衝突するかどうかでありまして、学校等の教育機関で複製行為が行われることによって、現実に市販物の売り上げが低下するかどうか、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかどうかで判断するということになります」⁹⁾と述べる。すなわち、例えば授業において使用するものであっても、市販の問題集やドリルのように教育の過程において利用されることを目的に販売されたものを1部購入して、多部数複製して児童生徒に配布するということは認められないと解される。

なお、この35条については権利者側によるガイドラインが作成されている。この背景には、学習者の複製を可能とした2003年の改正著作権法の審議の過程で、著作物の教育目的の利用に関する検討を行った文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会によって2003年1月にまとめられた「審議経過報告」での要請が関係している。そこには、「改正法施行までに、利用者側の協力を得つつ、権利者側で第35条但し書きにある『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』に該当するか否かのガイドラインを作成すること」¹⁰⁾とされる。これに応える形

で、権利者側の団体によって「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」が策定されたが、利用者側との完全な合意には至っていない¹¹⁾。

3) 学校図書館におけるその他のサービスと著作権

誤解のないよう、複製権以外の権利制限について少し触れておく。学校図書館の機能の一つである「読書センター機能」は、児童生徒による自由な読書を保障する。読書は学校の中だけでなく、時には学校図書館の蔵書を家に持ち帰り、各々のペースでじっくり読書を楽しむことも必要である。すなわち貸出サービスであるが、学校図書館における貸出は公共図書館と同様に、著作権の制限規定の範囲で対応可能である。著作権法38条においては、公表された著作物の非営利無償での貸与は許諾なく可能である(4項)¹²⁾。また、読み聞かせ等の非営利無償での上演や上映、および口述活動についても、同様に38条1項の規定する範囲において可能である¹³⁾。

3. 授業外での複製における著作権法上の対応

すでに確認したように、学校の「授業」や「授業の過程」における複製行為については、著作権が制限されており、一定の範囲において許諾なく著作物を利用できる。さらに著作権法35条では複製行為を行う場所についても限定されないため、授業における複製行為は一般教室に限らず、当然学校図書館においても可能となる。すなわち、学校図書館の機能を果たす上で、授業の範囲での資料情報の複製行為は35条の範囲においては許諾なく可能なのである。

一方で、学校の教育課程に含まない自主的な活動は「授業」に当たらず、35条の適用外となる。例えば、授業外での児童生徒による自主的な学習、放課後の自習、部活動、教職員による自主的な研究活動等は「授業」には当たらず、35条の対象外となる可能性がある。こうした授業外の自主的な活動については、31条の対象となる公共図書館や大学図書館であれば利用者の調査研究を目的とした複製が可能となり、法の規定する範囲において複写サービスを受けることができる。しかし、学校図書館は先にも述

べたように対象外となる。

それでは学校図書館において、授業を離れた場合の複製についてはどのように考えたら良いのであろうか。一つは、著作権法30条による対応が考えられる。30条では、私的使用のための複製を認めている。30条1項では、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という)を目的とするときは、[...]その使用する者が複製することができる。」とあり、児童または生徒が、授業を離れて個人的な興味関心の元に自主的に学習する過程での資料等の複製が可能となる。なお、私的使用に基づく複製の対象外として「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう)を用いて複製する場合」(30条1項1号)とあるが、ここで言われる「公衆」には、特定かつ多数の者を含む(2条5項)ので、例えば学校における児童生徒及び職員の利用に供するために校内に設置された自動複製装置による複製行為は私的使用の対象外となる。ただし、この規定には附則がついており、経過措置として「当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。」(附則5条の2)とあるため、いわゆるコピー機による文書等の複製は現状では可能である。

このように、著作権法30条を適用すれば、児童生徒および教職員による、学校図書館での資料情報の私的使用のための複製は可能である。しかしながら、実態を考えると、児童生徒が校内に設置されたコピー機を自由に使える環境にはないと考えられるし、小中学校においてはコイン式コピー機などの設置も現実的ではない。また、わが国の公立小中学校においては、一般的に私物のデジタルカメラやスマートフォン等を持ち込んで自由に利用することは認められてはいないと推察されるので¹⁴⁾、私的な複製を行おうとすれば、資料をわざわざ学外に持ち出して自宅や公衆コピー機で複製行為を行う他方法がない。また、教職員においても、例えば直接授業に関わらない調査研究活動において、私的に学校図書館の持つ資料

情報を複製する行為は私的使用の対象となると考えられるが、その成果を学内の研修会などで報告する際に、配布資料として私的使用による複製物を頒布する行為は私的使用の目的外使用（49条1項）にあたり、著作権者の許諾（複製権の処理）が必要となる可能性がある。

4. 著作権法における公共図書館と学校図書館の接点

以上のように、わが国の著作権法においては、学校図書館での資料情報の複製を著作権者の許諾を得ずに行おうとすると、私的使用の他には、主として「授業」の範囲で認められるという状況にある。すでに述べたように、学校図書館が著作権法31条の対象であれば、調査研究のための複写サービスのほか、資料保存のための複製、他の図書館等の求めに応じた絶版等資料の複製が可能となるが、それは認められていない。このことについて、公共図書館と大学図書館は31条の対象であり（さらに大学図書館は教育機関として35条の対象でもある）、学校図書館が対象外であることについて合理的な理由を見つけることは難しい。

最後にこのことについて、著作権法における公共図書館と学校図書館の業務および目的を比較検討する。著作権法と図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の接点については、すでに拙稿⁵⁾においてある程度検討しているが、同様に学校図書館を規定する学校図書館法との接点を探る。

1) 公共図書館を規定する図書館法と著作権法の接点

公共図書館は、図書館法1条に規定されるように、「国民の教育と文化の発展に寄与する」ことを目的に掲げ、収集した情報資源を不足なく利用者及び住民に提供することを使命とする。一方の著作権法の目的は、1条に規定されるように、「文化の発展に寄与すること」である。すなわち、図書館法と著作権法はともに「文化の発展」という目的を共有している。

著作権法のいう「文化の発展」とは「文化的所産

の多様化」である。既存の著作物の公正な利用を促し、そこから着想を得た新たな著作物の創造を支援する。そのためには、豊富な著作物が利用できるようにならなければならない、著作者が安心して著作物を「公表」できる環境を整えることが著作権法の役割である¹⁶⁾。すなわち、著作権法は公表→使用・利用→創作→公表…という知的創造の循環構造の要である公表を支援することで、使用・利用を促し、多様な知的創造による著作物の豊富化を実現しようとする。

一方の図書館法で規定される図書館では、公表された著作物たる資料情報を取り込み、サービスによって利用者に提供し、利用者はサービスを受けることで新たな創作を行う。知的創造の循環構造のうち、図書館は公表と使用・利用の間を支える機能を有することがわかる。ここに、著作権法と図書館法の世界観の一致を確認できる。

事実、公共図書館サービスに供される資料情報の多くは、著作権法に規定される「著作物」であり著作権が付着している。既に述べたように、著作権法では著作物は例外的な場面においては著作権者の許諾を得ることなく利用できるが、公共図書館の提供するサービスは、多くの場面でこの「例外」に該当する（貸出、上映・上演等）。さらに、公共図書館に対しては著作権の権利制限規定が個別に用意されている。先述の31条である。31条に類似する規定は諸外国において“library privilege（図書館の特権）”と訳されるが¹⁷⁾、図書館の社会的な意義には普遍性がある。

2) 学校図書館を規定する学校図書館法と図書館法の接点

一方の学校図書館は学校図書館法に規定され、すでに述べたように、2条において「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」とし、「学校教育を充実することを目的」とした施設である。この「学校教育」のあり方を上位法である教育基本法の中に探ると、「教育を受ける者が、[...] 自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」（6条2項）とあり、学校教

育には、教育を受ける者の学習に対する主体性や意欲が高まるような学習活動の実践が求められている。

学習活動の実践の場としての学校図書館とその活用については、法令に基づき文部省告示として法的拘束力を有するようになった1958年の改訂学習指導要領以来言及が見られる。特に、1989年の改訂は「自ら学び、自ら考える」という新学力観の立場をとり、総則において「視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を努めること。」¹⁸⁾とあり、学校図書館の利用だけでなく、その機能の積極的な活用が求められるようになった。

そして、2017年3月に公示され、小学校では2020年度より全面実施される新学習指導要領では、総則の「第3 教育課程の実施と学習評価」において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」¹⁹⁾とある。これは、2016年12月21日の中央教育審議会答申を踏まえたものだが、この答申では「発達の段階や子供の学習課題等に応じた学びの充実」として、「『主体的・対話的な学び』の充実に向けては、読書活動のみならず、子供たちが学びを深めるために必要な資料（統計資料や新聞、画像や動画等も含む）の選択や情報の収集、教員の授業づくりや教材準備等を支える学校図書館の役割に期待が高まっている。公共図書館との連携など、地域との協働も図りつつ、その機能を充実させていくことが求められる」²⁰⁾

（下線部筆者）とあり、児童生徒の学びを深めていくにあたり学校図書館の役割が強調されるとともに、公共図書館との連携について言及される。また、新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、社会との連携・協働、特に地域と連携・協働して地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校への転換を図ることが示されている²¹⁾。

実は、学校図書館はこうした地域社会との連携の機能を従来から備えている。学校図書館が取り組む業務が例示される学校図書館法4条には、1項5号

において、「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。」とあり、同館種の他校の学校図書館の他、公共図書館をはじめとした社会教育施設と協力することが明記される。他方、公共図書館を規定する図書館法において図書館サービスを例示した3条では、1項4号および9号において、学校図書館との連携・協力が明記される。4号では、「他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。」とあり、学校図書館との具体的な協力業務として資料の相互貸借が明記される。9号では、「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。」とあり、学校教育との連携や、相互貸借をはじめとする図書館ネットワークの一員として学校図書館が緊密に協力することが明記される。

3) 知的創造を支援する公共図書館と学校図書館

図書館ネットワークとは、多様な資料・情報の利用を促進し、創作を支援することで「国民の教育と文化の発展」に寄与しようとする図書館の基本理念を支えるシステムである。

図書館は単独で存在しているわけではない。公共図書館である市立図書館とは、市内にある中央館・分館、それに移動図書館を加えた統合体である。このため、利用者は近くの図書館に無い資料を、市内の別の図書館から取り寄せることができる。そして、市内のいずれの図書館にも資料が無ければ、広域自治体に存する都道府県立図書館（市区町村立の図書館をバックアップする役割を持つ）から取り寄せることができる。それでも目的とする資料が手に入らないならば、国立国会図書館に資料を請求することもできる。国立国会図書館は法定納本図書館であり、原則として国内で発行された全ての図書等を収集・保存している。これが図書館ネットワークである。

そして、このネットワークの前提には書誌コントロールと呼ばれる仕組みがある。書誌コントロールでは、資料情報の識別・同定から書誌情報の作成、提供までが一定のルールに沿って行われ、この仕組

みが適切に管理運営されることにより、理論的には求める資料が確実に手に入るようになっている。書誌コントロールでの図書館の具体的な業務は、記述目録による目録の編成、主題組織による書架分類等を通じた利用者への資料の提供があるが、図書館法3条1項2号では、「図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。」と規定され、これらの専門的業務の適切な実施が明記される。

そして、学校図書館もこの図書館ネットワークに加わることが可能である。なぜなら、学校図書館法4条1項において図書館法と同様に、「図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。」(2号)が規定されており、適切な書誌コントロールが行われなければならないことが法的に定められている。また、同条2項においては、「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。」とあり、地域住民の利用についても妨げない。

このように、学校図書館は自館の資料を基にしながらも、公共図書館と同様に図書館ネットワークに加わり、児童生徒および教職員の多様な資料情報の要求に応えることが求められている。学校図書館は、授業への直接的な支援のみならず、学校教育において児童生徒の健全な教養を育成するためのさまざまなニーズに対応する必要がある。児童生徒が授業以外であっても、いつでもそれまでの学習内容を振り返り、新たに生まれた疑問を解決するために自主的に学校図書館や公共図書館の資料情報を活用しながら探究し、課題を解決し、その学習成果や調査研究の結果を学内のみならず、広く社会に発表する活動を学校図書館は支援していく必要がある。これは、児童生徒の多様な興味関心を、学校教育を通じて深め、その成果を活用し、広く社会に羽ばたかせていくということであり、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念とも合致するとともに、知的創造を支援する公共図書館の理念とも通底する。

教育基本法には、学校教育および社会教育を含む「生涯学習の理念」として、3条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、

あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」としている。図書館法が規定する公共図書館は、教育基本法によって導かれた社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)に規定される社会教育施設である²²⁾。事実、図書館法2条の目的規定において「国民の教育」を明記する。学校図書館法の規定する学校図書館も、教育基本法によって導かれた学校教育法に規定される学校の施設である。このように、公共図書館および学校図書館は、わが国の教育を社会教育と学校教育の両面から支える施設であることがわかる。学校図書館は生涯教育の一翼を担っているのである。

しかしながら、わが国の著作権法においては、学校図書館は著作権法31条の複製が認められる図書館には含まれない。このことは、本稿を通して述べてきたように、児童生徒および教職員が授業を離れて行う複製は、私的な使用という限定された目的以外ではできないということであり、さらには、学校図書館が図書館ネットワークに加わり、資料の相互貸借を行なった場合においても、誠に残念ながら学校図書館側では資料の複製物を提供することが制限されることになるのである。

5. おわりに

本稿では、学校図書館における資料の複製と著作権の問題について、特に複製権の扱いに関して、学校図書館と公共図書館の機能の類似性を確認し、著作権法31条の対象に学校図書館が含まれないことの合理性について検討した。学校図書館と公共図書館との機能的共通点からすると、本来的には学校図書館も著作権法31条の「図書館等」に含まれるべきであると考えられる。

わが国の公共図書館の数は、2016年現在3,280館である²³⁾。一方の学校図書館は、小・中・高校等に必ず設置されることが法定されており、対象となる学校は、2016年現在、全国に37,979校があるので²⁴⁾、これと同数の学校図書館が存在していると推定される。公共図書館の数に比べ、その数の多さは歴然である。児童生徒にとっての学校図書館は生活圏に必

ず存在する図書館であり、多くの児童生徒にとって一番身近な図書館は学校図書館なのである。新学習指導要領が述べるように、子どもたちに求められる資質・能力を考え、それを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視していくならば、学校図書館は公共図書館をはじめとした学外教育施設とのより一層の連携が必要となるであろう。学校図書館が学校に設置されていることの意味や社会の中での学校教育の意味について改めて考え、学校図書館の活用と著作物の利用についてより一層の理解を深めていかなければならない。

注・引用文献

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」(2008年6月)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2009/06/16/1234931_001.pdf
 第3章「第5節 教育課程実施上の配慮事項」の「10 学校図書館の利活用」には、「学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①児童が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる。」と明記される。当時は、学習・情報センターにまとめられているが、現在は児童生徒による主体的な学習に必要な、情報を取捨選択し、組み合わせ、活用できるようにする情報リテラシーを養う場としての情報センター機能を一つの重要な機能として考えられるようになった。詳細な議論は次を参照のこと。文部科学省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議（平成25年8月1日～平成26年3月31日）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm
- 2) 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議（文部科学省）「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）（前半）」(2014年3月), p.3
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/04/01/1346119_2.pdf
- 3) 子どもの読書サポーターズ会議（文部科学省）「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」(2009年3月), p.3
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afiedfile/2009/05/08/1236373_1.pdf
- 4) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議（文部科学省）「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」(2016年10月), p.9
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/10/20/1378460_02_2.pdf
- 5) 「e-Gov法令検索」<http://elaws.e-gov.go.jp/>を使用。なお、著作権法施行規則の中には「学校図書館」は2箇所出現する。視覚障害者等のための複製等（37条）、聴覚障害者等のための複製等（37条の2）に関し、福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものとして、学校図書館が規定される。
- 6) 著作権法31条1項においては、図書館等における次の複製行為を認めている。①利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合。また、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された記事・論文等の個々の著作物はその全部を複製できる。（1号）②図書館資料の保存のため必要がある場合。（2号）③他の図書館等の求めに応じ、絶版等資料の複製物を提供する場合。（3号）
- 7) 短大、高専図書館が含まれる。
- 8) 菅野政孝, 大谷卓史, 山本順一『メディアとICTの知的財産権』共立出版（2012年）, p.104
- 9) 加戸守行『著作権法逐条解説 6訂新版』著作権情報センター（2014年）, p.283
- 10) 文化審議会著作権分科会（文化庁）「文化審議会著作権分科会文化審議会著作権分科会審議経過

- 報告」(2003年1月)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102.htm
- 「第1章 法制問題小委員会における審議の経過」
「II 検討の結果」 「3 権利制限の見直しに関する事項」 「(1) 教育関係の権利制限の見直し」に「法改正を行う方向とすべき事項」として言及される。
- 11) 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」(2004年3月)
http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf
このガイドラインは、権利者と利用者の連名とはなっていない。このことについて、「作成の経緯と趣旨」には、「権利者側の各団体では協力して、このガイドラインの作成についての検討を行いました。その過程では、平成14年当時の当事者間協議における利用者側からの意見等も参考にし、相当の部分については利用者側との間でも一定の合意に達しました。」とあるが、権利者・利用者双方の連名によって公表するには、なお協議を要する箇所があるとし、権利者側の見解として公表された。このガイドラインには、35条対象となる学校その他の教育機関に、文部科学省が教育機関として定めるところ、及びこれに準ずるところとして保育所も含まれることや、授業を受ける者には研究授業や授業参観の参観者は含まれないなど、詳細な事項が規定される。
- 12) 映画の著作物を除く。なお、政令(著作権法施行令2条の3)で定める施設においては補償金を支払えば全ての映画の著作物は公衆に無償貸与でき(38条5項)、これには公共図書館が含まれるが、学校図書館、大学図書館は対象に含まれない。
- 13) 「実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」(38条1項)とあり、この場合の利用には許諾が必要となる。
- 14) 文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(2009年1月30日)
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1234695.htm
例えば上記の通知では、携帯電話は「学校における教育活動に直接必要のない物である」とし、児童生徒による持ち込みの原則禁止を要請している。ネット利用の注意についても触れられており、ここで言及される携帯電話は一般的にカメラ機能(スキャナー機能)を持つ多機能携帯電話、スマートフォンが含まれると考えられるだろう。
- 15) 石井大輔「知的創造を支援する図書館と著作権法の役割: 図書館法と著作権法の世界観の接点からの考察」『鳥根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』54号(2016年), pp.97-109
- 16) 塩澤一洋「公表支援のフレームワークとしての著作権法の意義」『成蹊法学』68・69巻(2008年), pp.235-264
- 17) 例えば、英国図書館における“Library Privilege Service”
<http://www.bl.uk/reshelp/atyourdesk/docsupply/help/copyright/libraryprivilege/>
- 18) 文部科学省「小学校学習指導要領」(1989年3月)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322235.htm
「第1章 総則」 「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に言及される。
- 19) 文部科学省「小学校学習指導要領」(2017年3月), p.9
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf
- 20) 中央教育審議会答申(文部科学省)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2016年12月21日), p.53
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf
「第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」 「第7章 どのように学ぶかー各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実ー」

「3. 発達の段階や子供の学習課題等に応じた学びの充実」に言及される。

- 21) 前掲、「小学校学習指導要領」(2017年3月)
- 22) 図書館法(1950年)の前年に制定された社会教育法の9条には、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」(1項)、「図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める」(2項)と明示されている。そして、社会教育法1条には「この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神に則り」とあり、社会教育法が教育基本法から導かれることがわかる。

23) 日本図書館協会「日本の図書館統計」

<http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/default.aspx>

24) 文部科学省「平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について」(2016年10月13日)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2016/10/13/1378073_01.pdf

※URLの記されたWebページは、2017/11/12にアクセスが確認されている。

(受稿 平成29年11月24日, 受理 平成29年12月22日)